

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

提出日にして下さい→ ○○年○○月○○日

申 請 者

住氏名又は名称 株式会社 矢板水道事務所
住 所 矢板市本町 5-4
代 表 者 氏 名 代表取締役 矢板 太郎

矢 板 市 長 様

参 考

水道法(抜粋)

第25条の3第1項第3号 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- ニ 第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

水道法施行規則(抜粋)

(厚生労働省令で定める者)

第20条の2 法第二十五条の三第一項第三号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。